

## 《シンポジウム》

「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

### シンポジウム

「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

#### 【趣意書】

2020年3月に世界保健機関（WHO）が、新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的大流行）を宣言してから、すでに1年以上の期間が経過した。感染症予防のワクチン接種が進められている国もあるが、依然としてパンデミックからの出口を見通せるまでには至っておらず、コロナ禍は、人びとの健康と生命だけでなく、世界各国の社会・経済・政治に大きな負荷をかけ続けている。

新型コロナのパンデミックは、感染拡大の抑制と社会経済の維持の両立をはかるといふ困難な問題にいかにして対処するかという課題をほぼ例外なく世界各国の政府に同時的に突きつけることになった。こうした事態のなかであらためて浮き彫りになったことは、おおよそ1980年代以降40年にわたって世界を席卷してきた新自由主義が、各国の社会経済を脆弱化させ政治を劣化させてきたことである。端的に言えば、コロナ禍は、新自由主義が世界各国にもたらした矛盾と困難を一挙に激烈な形で顕在化させたのである。

新自由主義は、社会保障や公共サービスにたいする公的責任を後退させ、医療・公衆衛生分野において市場化や公的支出の削減を推し進めることで、未知の感染症の拡大にたいする対応力を各国政府から失わせてきた。2008年の金融危機以後、厳しい緊縮策によって医療・公衆衛生予算の削減を強制されたスペインやイタリアといった国で当初とりわけ深刻な感染拡大と医療崩壊が起きたことは、偶然ではなく新自由主義がもたらした帰結として理解されなければならない。また、新自由主義は、各国で労働市場の規制緩和を推し進めることで、雇用の不安定化と劣悪化を招いてきたが、コロナ禍はそうした雇用格差を拡大しより深刻化させている。日本でも、コロナ禍による経済活動の停滞のなかで雇止めや休業手当の不払い、収入減少などの形でしわ寄せを最も被っているのは非正規労働者（そのなかでも特に女性）である。そして、コロナ禍で顕在化した格差の拡大・貧困の深刻化は、一時的なものにとどまらず、ポストコロナの社会にも影響を及ぼしていくことが懸念される。

新型コロナは社会・経済・政治のほぼ全面にわたって危機を引き起こしているが、その危機のなかにあって注目されるべきことは、かなり早い段階から「ポストコロナ」や「アフターコロナ」を冠してコロナ後の社会のあり方を展望する議論が生起していることであろう。新型コロナ危機のなかで既存の社会の脆弱性が明らかとなったことで、社会はもとの姿に戻ればよいのではなく、社会は変わらなければならないという感覚が広く共有されるようになってきている。その意味で、現在私たちは歴史的な分岐点に立たされていると言って過言ではない。

ただ、言うまでもなく今後の社会が進むべき方向について社会的な合意が形成されているわけではない。記憶に新しいところでは、2008年にリーマンショックを契機に

## 《シンポジウム》

### 「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

世界が金融危機に陥った際には、新自由主義のもとで形成された金融主導型資本主義の矛盾が認識され、新自由主義の「破綻」が宣告されたにもかかわらず、現実にはその後各国で進行したのは緊縮策という名の新自由主義の強化策であった。今回の新型コロナ危機でも、日本ではデジタル化をてこに、オンライン診療の解禁、マイナンバーの義務化、教育のデジタル化など、まさに参事便乗型の改革を一気呵成に進めようとする動きが見え隠れしている。金融危機にせよ、新型コロナ危機にせよ、新自由主義がもたらした矛盾と困難の深刻化と顕在化がそのまま新自由主義からの転換と脱却につながるわけではないのである。

コロナ禍を克服するなかで、新自由主義に対抗する社会の方向性を打ち出し、オルタナティブな社会のビジョンを描き出すことが今まさに求められている。そのためには、コロナ禍のなかであらわとなった私たちの社会のあり様を根本に立ち返って見つめなおし、私たちの生と労働を脅かし壊すものは何であり、それを支えているものは何なのかをあらためて問うことが必要であろう。

一年以上にわたる新型コロナの経験は、私たちの生命と日常生活を支えているものは何かという問いをはからずも浮かび上がらせることになった。各国で人びとの移動が制限され経済活動が抑制されるなかで、「キーワーカー」や「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる労働者たちが担う役割が可視化され、これらの労働こそが社会を成り立たせる必要不可欠な労働であることが認識されるようになってきている。しかし、D・グレーバーが「ブルシットジョブ現象」と名づけたように、新自由主義の下では社会的には無意味で労働者にとってもやり甲斐を感じられない労働が増殖し、そうした労働に高い報酬が与えられる一方で、社会にとって必要な労働ほど低賃金・低処遇であるというきわめて歪んだ労働と経済のあり方が形成されてきた。新型コロナのなかでも、そうした歪んだ状況の根本的な是正がなされることはなく、特に医療や介護、保育に従事する労働者の待遇の悪さと人員不足が危機への対応自体に影を落としている。

私たちの生命と日常生活を支えるエッセンシャルワークには、食料品などの生活必需品の生産と流通、電気・ガス・水道・通信などの社会インフラから、医療・介護・保育・教育などの社会サービス、行政・交通・警察・消防などの公務労働を含む幅広い分野が含まれる。イギリスでは、こうした生活の基盤をなす経済を「**Foundational Economy**」という概念でとらえ、金融やIT・ハイテク分野に偏重した現在の経済構造を問い直す動きが出てきている。こうした視点は、新自由主義の下で自明視されてきた「経済成長」のあり方や「労働」への評価に根本的な疑問を投げかけ、新自由主義を乗り越える方向性につながる可能性がある。

今大会のシンポジウムでは、人間の共同生活を支える必要不可欠な社会的基盤や本質的な活動とは何かという視点から、コロナ禍という「危機」を克服していくなかで何が維持されるべきであり、何が刷新されるべきなのかを問うてみたい。パネリストとして、反貧困ネットワーク事務局長の瀬戸大作さん、北海学園大学教授の川村雅則さん、横浜市立大学名誉教授の中西新太郎さんをお迎えして、コロナ禍のなかで顕在化した社会の矛盾と困難をふまえて、その克服の可能性と方向性をさぐっていく。

## 《シンポジウム》

「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

瀬戸大作さんには、困窮者支援活動の現場から見えてくる社会の現状と今後の課題についてお話しいただき、川村雅則さんには、この間の改革によって公務労働がこう変わってきた変化と現状についてお話しいただくとともに、コロナ禍の経験をふまえて公務労働が果たすべき役割について考察していただく。中西新太郎さんには、コロナ禍で顕在化した窮状の背景にある新自由主義とそれに対抗する視点についてご報告いただく。

### 「個別最適化」社会への対抗視点を探る

中西新太郎

(関東学院大学)

コロナ禍への対処を謳う統治にはショックドクトリンが含まれている。もちろん、ショックドクトリンの内容は一律ではなく、厄災の特質や厄災がもたらす「危機」に対する権力機構・体制の評価及び対応能力等により異なりはするが。

では、COVID-19 パンデミックはどのような性質の厄災なのか。また、COVID-19 パンデミックに直面した権力機構・体制はこの厄災をどのような「危機」ととらえ対処しようとしているか。

パンデミックの様態・メカニズムはおおよそ新自由主義グローバリゼーションと概括できる今日の世界システムと密接に関係しており、新自由主義グローバリゼーションがパンデミックの拡大・加速をもたらし、新自由主義グローバリゼーションとグローバルな医療・公衆衛生システムとの跛行、国境を超える搾取・収奪とその結果たる構造的な貧困及び社会的排除の集積がパンデミックによる厄災を深刻化させた。

COVID-19 パンデミックは社会関係の切断・収縮及び再編を強力に促す。感染の有無にかかわらず、感染リスクを最小化するための最も確実な対策として関係の遮断が求められ、「不要不急」の関係と「エッセンシャル」な関係とが感染リスクという基準にもとづいて仕分けされ、この基準にもとづく行動が公式化される。

「感染症とは、僕らのさまざまな関係を侵す病だ」（パオロ・ジョルダノ『コロナの時代の僕ら』飯田亮介訳、早川書房 2020、p.13）「(SARS-COV-2 は—中西) 僕らが以前から知識としては知っていながらその規模を実感できずにいた、ひとつの現実をはっきりとこちらに見せつけている。すなわち、僕たちのひとりひとりを——たとどこにしようとも——互いに結びつける層(レイヤー)が今やどれだけたくさんあり、僕たちが生きるこの世界がいかに複雑であり、社会に政治、経済はもちろん、個人間の関係と心理にいたるまで、世界を構成する各要素の論理がいずれもいかに複雑であるかという現実だ。」(同前 p.6)

ジョルダノのこの知見から導かれるのは、感染防御を(名目上の)目的とする社会関係の切断・収縮及び再編が一律で一義的な形態を取りえないという現実である。社

## 《シンポジウム》

「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

会成員を結びつける関係の幾重にも入り組んだ層を感染防御が要求する **social distance** の体系として整序できるという幻想は、**social distance** の実行が当該社会の政治・社会力学によって左右されることを看過している。

つまり、**COVID-19** パンデミックに迫られて進行する社会再編には、感染防御のための合理的対処というロジックに貫かれることのない領域が存在する。その広い領域を含め、「感染対処の政治」（コロナ政治）が展開する。

ショックドクトリンの展開を目の当たりにすると、**COVID-19** パンデミックは新自由主義的社会・経済体制に有利な社会再編に恰好の厄災であるようにみえる。しかし、グローバル資本主義がもたらす資本の集積・集中と移動の拡大は、ウイルス繁殖の巨大な「餌場」を提供することから、パンデミック対処の点からの制約を余儀なくされる。（新自由主義グローバリゼーションの結果たる労働力の国際移動が制限されることはその一例。インバウンド需要を見込んだ観光産業振興の停滞もそうだ。資本の集積・集中、移動を前提とする社会・経済のあり方に対して、リージョナルな関係に基礎をおく社会的経済というオルタナティブがより明確に出現する。）

市場化のより徹底した推進にとって障害となるこの制約を回避し、社会・経済システムの新自由主義化に有効な手段を確保することが「感染対処の政治」に組みこまれる。

社会・経済システムの新自由主義化に有効な手段には、切り捨ててかまわない（切り捨て可能な）労働と生活 **life** の選択も含まれるから、これにより貧困化・窮乏化に見舞われる社会層の意識変化を促す。

また、社会のトータルな新自由主義化を推進する構造改革は、福祉国家型の制度・政策を縮減、破壊することで「感染症に無力な社会」を出現させた。その現実が **COVID-19** パンデミックによって明るみに出され、新自由主義的統治と支配体制に対する反発や抗議を招来した。新自由主義的統治の不安定化という「リスク」への対処も「感染対処の政治」の重要な課題となる。

「感染対処の政治」には、したがって、現存の社会・経済システム及び体制秩序の転換をめぐる幅広い対抗領域が存在する。すなわち、新自由主義的統治・支配、新自由主義構造改革の推進をめぐる新たな対抗局面が生まれている。

日本における「感染対処の政治」の諸位相を全体として総括することは本報告の主題ではないので、新自由主義的な社会・経済体制の再編にかかわる論点にしぼって、ショックドクトリンの内容と特質を概観する。さらに、ショックドクトリンの展開に孕まれる対抗局面に着目して、ポストコロナ時代における対抗イメージを検討してみたい。

新自由主義的な社会・経済体制の再編にかんする個々の内容については多くの報告がある。**COVID-19** パンデミックの進行によりグローバル社会でも一国社会でも格差拡大と貧困化が進んでいる背景に新自由主義統治・政策が存在することも明白だろう。本報告で焦点を当てたいのは、**COVID-19** パンデミックに直面することで新自由主義

## 《シンポジウム》

「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

的統治・支配が、既存の制約（資本主義的近代が抱えていた制約）を振り払い、生と労働の全面にわたる個体化を介した支配・統合の実現という「社会」構築の追求に踏みこんでいる点である。

新自由主義的な社会編成の新局面ないし既存の社会紐帯のラディカルな解体局面と呼べそうなこの状況の尖端に日本社会はある。

生と労働の全面にわたる個体化というやや迂遠な言い方で示したいのは、雇用労働者の「独立事業者」への転換誘導とこれに並行する労働法制の改変といった労働領域のショックドクトリンのみならず、人の生にとって核心的基盤たる集団性の剥奪がすすむ事態である。「自律と自立を保持する諸個人の自由な結合にもとづく社会」という資本主義近代の仮象は、この前提から排除された存在の集団的あり方を社会形成の「補完的」機能として位置づけざるをえない。構造的に劣位におかれ、上述の仮象に立つかぎり無力な存在は、彼ら彼女らの生の現実にそくして実存する何らかの集団性とこれを可視化させる集団的権利の獲得を通じてはじめて、社会成員に位置づけられる。社会的現実のこの次元を無力化させるところに新自由主義的社会再編の特質がある。

こうしたショックドクトリンの展開は個体化を前提とする社会統合・統制のさまざまな次元における矛盾と葛藤を顕在化させる。DXを基盤に据えた「社会」編成をめぐる諸々の対抗（たとえば、スマートシティ vs オルタナティブ工学という社会空間編成にかんする対抗）はたその一例だ。「個別最適化」をキー観念とする教育構想（経産省「未来の教室」プロジェクト等）もこの文脈上にある。

新自由主義的社会構想のこの新ヴァージョンでは、社会形成の原基態とされる個の内実も変容させられる。デザイン可能（個別最適化）な情報集積体としての個人の想定は、この想定にその特性だけを抽出し、諸個人がおかれた現実とのかかわりで負う矛盾や困難を各人の「バグ」として自己責任化させる。社会問題の消失である。

デザイン可能な情報集積体としての「自己」の陶冶は、「自己をつくりこむ」試みとしてすでに進行しているように思う。報告では、そうした意識変動を含め、新自由主義的社会再編から社会を取り戻す契機を探りたい。

## 地方自治体における非正規公務員・公共民間労働問題

川村雅則

(北海学園大学)

### 1. はじめに

新型コロナウイルス（以下、コロナ）禍で注目されたエッセンシャルワーカーの非正規問題という本号の特集の中で本稿に与えられた課題は、地方自治体における非正規公務員と、自治体発注の建設工事・委託業務・指定管理など公共民間労働者に関する制度問題の報告である。両者は、自治体が提供する公共サービスに従事する労働者とくくられることも可能だろう。

両者をセットで取り上げるのは、自治体は、住民への公共サービスの提供に、公務員のほか、多くの民間事業者・労働者を必要とする。自治体の非正規公務員はいまや全国で 100 万人を超える。この問題への取り組みは当然不可欠だが、もう一つの安上がり手法であるアウトソーシングを誘発するおそれが高い。その際に用いられる競争入札制度は、労働条件の悪化を招くだろう。しかもそれが「最少経費最大効果」規定で正当化されている。両問題にはセットで取り組むこと、とくに公共サービスの産業化が強力に進められる状況下では公契約条例の制定を提起したい。

補足すると、第一に、エッセンシャルワーカーという言葉で想定する職種の範囲は人によって様々だろう。本稿でも、仕事のもつ社会的有用性にもかかわらず低い労働条件で働かされているという点にフォーカスした言葉として使っている。

第二に、民間非正規の現状や法制度も視野に入れる。新たに導入された非正規公務員制度には欠陥が多く、せめて民間非正規の制度設計が必要であり、その実現には公務と民間（以下、官民）の労組の連携が必要である。

最後に、本稿では、各種の取り組みを進める上での基礎となる情報の収集・整理作業を提起している。詳細は、参考文献にあげた拙稿を参照されたい。

### 2. 拡大する非正規公務員と、その把握という課題

任用の適正化を掲げ新たな非正規公務員制度（会計年度任用職員制度）が導入された。総務省の最新の調べによれば、短期間・短時間勤務者を含む非正規公務員数はおよそ 112 万 6 千人で、そのうち会計年度任用職員は約 90 万 1 千人である。短期間・短時間勤務者を除いても 62 万 2 千人に及ぶ会計年度任用職員の約 9 割はパートタイム型で、性別は 4 分の 3 が女性である。「その他」を除く主な職種は「一般事務職員」18.3 万人、「技能労務職員」6.2 万人、「保育所保育士」5.8 万人、「教員・講師」3.9 万人、「給食調理員」3.5 万人と続く。

我々の課題は、こうした公務の非正規化を自らの暮らすマチのよりリアルな実態として把握することだ。川村（2021）にまとめたが、総務省調査データを活用すればその基礎的作業は可能だ。

例えば、北海道及び道内市町村（以下、道市町村。合計で 180 団体）では、「一部事務

## 《シンポジウム》

### 「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

組合等」を除く数値でみると、2016年には、「自治体群」全体で2万8552人であった非正規職員は、2020年には、2万9536人にまで増加した。短期間・短時間勤務者を含む全員でみると、非正規職員数はじつに合計46,503人である。またその割合は、25.5%と4人に1人の割合である。「市群」や「町村群」では38.7%、45.6%に及ぶ（短期間・短時間勤務者を除いても、30.4%、36.1%）。

なお、1団体の平均非正規割合は42.6%で、非正規が50%以上の団体が44件。短期間・短時間勤務者を除いて計算してもそれぞれ34.0%、10件であった。

### 3. 非正規労働者の不安定な雇用

さて、期末手当の支給が可能になるという喧伝に反して、この新たな非正規公務員制度は多くの問題をはらむ。

第一に、民間で「制度」の整備が進む雇用の安定（労働契約法第18条に基づく無期雇用転換）に対して、（労使対等の雇用関係ではなく、任命権者が優位とされる公法上の任用関係であるという前提問題は割愛するにしても）新たな職に就くという解釈で毎年度の条件付採用期間（試用期間）が設けられ、かつ、一定期間ごとに公募制が採用されるなど、有期雇用が厳格化された。総務省は、国の非正規公務員にならって、3年に1度の公募制の導入を助言・指導したが、より短い期間で公募制を導入した自治体も少なくなかった。道市町村では、半数（91団体）が、再度任用にあたり毎回公募を行うと総務省調査に回答していた。こうした任用の「適正化」で安心して働くことが果たしてできるだろうか。

### 4. 非正規労働者の賃金実態と、賃金に関する課題

#### 1) 会計年度任用職員における低く不公正な賃金制度

賃金はどうか。会計年度任用職員制度では、フルタイム労働者に比べて勤務時間が1分でも短ければ、支給されるのは、給与ではなく報酬と費用弁償で、かつ、支給できる手当は期末手当のみ、という処遇体系が導入された。パートタイム・有期雇用労働法が導入され、不十分ながらも均等待遇「制度」の整備が進む民間との乖離がここでもみられる。

しかも賃金水準が低い。道市町村の会計年度任用職員の1時間あたり換算額（中央値）を主な職種別にみると、ケア職では、看護師1391円、保健師1368円、保育所保育士1088円、放課後児童支援員1055円で、人数規模が最大の事務補助職員では940円にとどまる。各地で取り組まれている最低生計費調査は、どこで暮らしても時間あたり1500円程度の最賃が必要だと示唆するが、教員・講師（1429円）でもそれに達しない。

#### 2) 公共民間の領域での賃金問題

公共民間の領域でも同じ課題がある。川村（2019）から札幌市のデータを使って述べると、第一に、400件を超える指定管理導入施設で働く職員3770人のうち2465人、

## 《シンポジウム》

「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

つまり 3 分の 2 弱は非正規雇用である。また賞与や諸手当を除くいわゆる基本給を基礎に算出した彼らの賃金水準（平均値）は、正規雇用者で 1465 円、非正規雇用者で 967 円である。

第二に、委託業務のうち建物清掃業務、建物警備業務、建物設備運転・監視等業務従事者それぞれの実績賃金は、865 円（総合評価落札方式を除く）、876 円、1126 円である。賃金の積算で使われている建築保全業務労務単価 1050 円、1188 円、1650 円に比べると大きな差がある。

第三に、建設工事については、理念型条例が 2016 年 12 月に制定された旭川市の経験・データが参考になる（同市のウェブサイトを参照）。事業者ルートであるとはいえ、同市発注の工事で働く労働者の大規模な賃金調査がすでに 2 回（2019・2020 年度）行われており、これらの調査では、公共工事設計労務単価に比べて平均で 7 割程度の賃金支給にとどまることが明らかにされている。

### 5. まとめに代えて

この間の地方行政改革——より広くは新自由主義政策の帰結が、非正規公務員の拡大であり、ケア労働者の低労働条件であったとするならば、目指すべきはその転換である。ケアとその担い手を軽視することで、公務の非正規化や社会保障費の抑制は可能になった。職員配置基準や提供されるケアの質は低位に抑制され、当該労働者の自己犠牲的な努力に依存する体質が作られてきた。その状況の改善は、ジェンダー格差や性別役割分業の解消に貢献しうるだろう。ケアを男女ともに担うことができる社会の構築が必要である。

〔以下、詳細は省略。詳しくは下記 URL を参照〕

[https://roudou-navi.org/2021/05/25/20210525\\_kawamuramasanori/](https://roudou-navi.org/2021/05/25/20210525_kawamuramasanori/)

（参考文献）

川村雅則（2019）「公契約条例に関する調査・研究（Ⅲ）」『北海学園大学経済論集』第 67 巻第 2 号（2019 年 9 月号）

川村雅則（2020）「労働界における官民共闘で、雇用安定と賃金底上げ・不合理な格差是正の実現を——非正規雇用をめぐる 2020 年の労働組合の課題」『労働総研クォーターリー』第 116 号（2020 年 5 月号）

川村雅則（2021）「道内の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員の任用実態」『北海道自治研究』第 626 号（2021 年 3 月号）

上林陽治（2021）『非正規公務員のリアル——欺瞞の会計年度任用職員制度』日本評論社

竹信三恵子、戒能民江、瀬山紀子編著（2020）『官製ワーキングプアの女性たち——あなたを支える人たちのリアル』岩波書店



## コロナ禍における困窮者支援活動の現状と課題

瀬戸大作

(反貧困ネットワーク事務局長・非会員)

### 1. 現在の相談傾向と状況認識

★夏を迎えての相談内容が、緊急アクションの相談チームを始めた昨年春と比べて明らかに違ってきている。年代層も20代の相談が大幅に増加、ここ数日は若い女性からのSOSも急増している。昼間の仕事も生活できない程の低賃金と雇止め、風俗のみが受け入れ先となっているが、繰り返される緊急事態宣言が直撃している。今日だけでも相談が連続した。一方で、路上や公園のベンチに座り込んでいる女性もいて「どうしたらいいか教えてほしい」と通りかかった市民からの連絡も増えている。外国人担当の原さんも、住まいを失う外国人からの電話が続いている。「悲しすぎる程の、底が抜けた社会に僕らは生きている。

★「最近の相談事例によると、相談者のそれぞれの「生きづらさ」の要因や抱えている課題は多様で複合的である。例えば、知的、発達障害やうつ症状といった障害や病気を抱えている相談者、家計管理に難を抱えた相談者。精神的困難と経済的困難を抱えて、心をやられてしまった若い世代が増えている。幼少期から、いじめや虐待による対人不信等の両方を抱えていたり、多くの親がひとり親、低収入、親自身が、ひとりでの子育て、同時に複数の課題を抱えて生活していた。その子どもたちが多くの課題を抱えながら、大人になり、就けた仕事は非正規しかなく。でコロナ禍により路上にでている事例が多い。」そこまで追い込んだのは「助けて！」と言える友人や相談機関がなかった事、そして、やり切れない程の孤独だ。コロナが感染したから貧困になったのではない。以前から「助けてと言えない社会」「どうしようもない孤独な社会」だった。多くの相談者が言う。「たまらなく寂しかったんです。」このように「助けてといえない」状況に何故、至ってしまったのか、困っている時に福祉の窓口に行った時に「若いだから生活保護は利用できない。」「ギリギリまで落ちたら相談に来てください。」「施設入所が生活保護受理の条件です。」福祉事務所から、冷たく追い返される事が日常的に起きている。

★単なる生活保護申請同行からアパート入居の支援スキームでは済まない状況となっている。通院同行、社会生活訓練、就労ケア、孤立化させない、引き続きの伴走が必要となっている。その為の対人援助スキルと困難課題毎の基礎知識の習得、福祉事務所、社協と意識的な連携も必要となる、(特に査察指導員や相談係長との関係づくり)地域のフードバンクや寄り場との関係づくり、私たちだけではできない事ばかり、支援者である私たちが「燃え尽き症候群」に至らないようにしなければいけない。

### 2. 公的支援を受けられず、排除と差別された外国人

★春の大人食堂、給付金と医療支援を求めて多くの外国人が訪れた。12日間で実に658人だ。初日に150個、2日目に350個用意したお弁当はあっという間になくなり、急遽追加分が用意された。相談を希望する行列も長く続いていた。そんな大人食堂を訪れ

## 《シンポジウム》

「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

た中でひととき多かったのが、外国人。ミャンマーやネパール、エチオピア、ナイジェリア、イランなどの人々だ。多くがさまざまな理由から在留資格が切れるなどして働くことを禁じられている。

★仮放免者は、有効な在留資格がなく、入国管理施設（収容所）に収容されたものの一時的に解放されている者をいう。収容所は感染リスクが高いため、4月以降、入管が仮放免を認めるケースが相次いだ。しかし仮放免後は原則、就労が禁止され、また住民登録もできないため公的な福祉制度は利用できない。そのため仮放免者は、家族・親族、コミュニティ、支援団体、宗教施設などに頼って生活することになる。だが、コロナ禍のなかで、それまで頼ってきた家族やコミュニティのメンバーも失業したり生活が立ちいかなくなっている例が少なくない。また教会もミサがなくなり献金が集まらなくなり、彼らの生活を支えることが難しくなっていた。もともと過酷な生活を送ってきた仮放免者はより追い込まれた状況に直面している。ガスや電気が止められ、食料もままならない、家賃が払えず追い出しの危機にあっているなどの声が寄せられている。くわえて仮放免者は、数年にのぼる収容生活のなかで、健康状態に問題を抱えている人も多い。しかし、健康保険が使えないため診療を抑制し、さらに体調が悪化するという悪循環も生じている。まさに「医・食・住」という生きるために不可欠なものが脅かされている状況である。

日本に暮らす外国人の給付支援、6000万円の給付支援の中で4000万円にのぼる。

### 3. 反貧困ネットワークの支援活動の実践状況と課題

#### 【実践内容】

#### ①相談フォームを中心としたアウトリーチ型支援 首都圏全域

ささえあい基金給付とインテーク→生活保護申請同行→無料低額宿泊所、自立支援施設でなくビジネスホテルなどの一時宿泊→ハウジングファーストの考え方を基本としたアパート入居支援→通院同行、生活フォロー、

#### ②外国人支援

ささえあい基金を通じた経済的支援

外国人からのSOSに基づく、入管同行、医療同行、他団体と連携した医療相談、生活サポート 短期家賃支援事業

#### ③シェルター事業

台東区 10部屋（外国人7 日本国籍男性3）大田区3部屋（女性 5部屋）

○仮放免などで出口が見えない外国人 生活費支援 医療同行 入管同行もおこなう。

あじいる・隅田川医療相談会との医療連携、共同作業

○家族単位の部屋あり、精神的困難の経緯があり3カ月を超えている日本国籍  
大田区 5部屋

○女性専用 精神的困難、病気療養などでケアをおこないながら自立目指して

《シンポジウム》  
「コロナ禍における生と労働——壊すものと支えるもの」

いる

④就労ケア

働く人が自ら出資し、運営に携わる「協同労働」の職探しができる相談会を、昨年十二月から日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）と開催。当事者同士だからこそ分かち合えることがあり、相談会をきっかけに、当事者による「女子会」も生まれている。

【課題】

①外国人の地域コミュニティやフードパントリーを配達拠点にした食糧支援共配システム

②外国人を対象とした就労を通じた「寄り場づくり」自主耕作農場や共同売店

③地域住民連帯協同組合を形成し、外国人や食料、医療、住まい、就労などの課題に取り

組むことが必要、運動の縦割りを突破して、横につなげる。

【課題】

食糧支援 就労ケア 団体ネットワークや支援拠点のマップづくり

居住支援ネットワーク 就労支援協力企業 行政連携

区職労福祉分会と連携した課題別学習会の定期的開催

支援型農場と共同売店